

埼玉県立がんセンター面会規程

（目的）

第1条 本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持、円滑な退院支援を図るために患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 当院は患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策やその他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

（面会時間）

第3条 面会時間は原則として毎日14時00分から17時00分とする。ただし、感染流行期や診療、ケア、その他の事情により面会時間を調整する場合があります、その時点での面会時間は院内掲示や入院案内書類、病院ホームページに分かりやすく記載する

（面会者）

第4条 面会者は原則として中学生以上の家族またはキーパーソンとする。ただし、面会者の範囲は感染流行期その他の事情により調整する場合があります、その時点での範囲は院内掲示や入院案内書類、病院ホームページに分かりやすく記載する。

（面会人数）

第5条 面会人数は、1患者につきおよそ3名程度とし、過度に多くならないようにする。

（面会場所）

第6条 面会場所は原則として以下の場所とする。

(1) デイルーム

(2) 病室

2 患者及び面会者全員が不織布マスクを常時着用し、かつ飲食を共にしないのであれば面会場所は前項によらない。

（面会手順）

第7条 面会は以下の手順により行うものとする。

- (1) 面会者は、各病棟の談話室において面会カードを記入し、病棟入口のインターホンで病棟職員を呼ぶ。
- (2) 病棟職員は、面会カードの内容および面会者の体調等を確認し、面会の可否を判断する。面会可能な場合は、案内する。

(面会時の感染対策)

第8条 面会者は以下の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 発熱その他風邪症状がある時は面会を控えること
- (2) 同居者や身近な方に風邪症状がある時は面会を控えること
- (3) 来棟時および病室入退室時に手指衛生を実施すること
- (4) 不織布マスクを常時着用すること
- (5) 面会後に風邪症状を生じた時は速やかに病院に申告すること
- (6) その他感染症流行時の感染対策については、病院職員の指示に従うこと

(面会中の禁止事項)

第9条 面会中は以下の行為を禁止する。

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- (3) 患者本人及び面会者以外に対する無断の写真撮影、音声録音およびSNS等への投稿
- (4) 病院職員の指示に従わない行為

(面会制限)

第10条 以下の場合には、面会を制限することがある。

- (1) 患者の感染症、手術前後、症状または病状等により、主治医または病院が医療上面会が適当でないと判断した場合。なお、面会制限は必要最小限とする。

(面会の特例)

第11条 主治医または病院が必要と判断した以下の場合には、時間外面会を認めることができる。

- (1) 病状説明
- (2) 重症患者
- (3) 終末期
- (4) その他、退院支援や医療処置の指導、在宅療養の調整

(周知)

第12条 本規程の内容は、院内掲示や入院案内及び病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

(感染症流行時等の対応)

第13条 院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、以下の措置を講じることができる。

- (1) 面会者の範囲の制限
- (2) 面会人数の制限
- (3) 面会時間の短縮
- (4) 面会場所の制限
- (5) 面会の一時停止

2 前項の措置は、感染状況を踏まえて感染管理室が発案し、感染対策委員会で協議・承認を得て決定する。感染管理室は院内及び地域の感染症流行状況を把握し、面会制限が過度とならないように努める。

3 医師や病棟職員は面会制限を行う場合でも、オンライン面会などの代替手段を積極的に検討する。

(規程の制定および見直し)

第14条 本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。また、本規程の制定および改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで部局長会議の承認を得て決定する。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。但し、第3条の面会時間については、令和8年7月1日から適用する。